

# 「第2次小郡市行政改革行動計画」 を策定しました

本市では平成19年に策定した「小郡市行政改革行動計画」に基づき行政改革を推進し、計画期間の最終年度である平成23年度を終了しました。しかし、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化してきています。少子・高齢化の進行など、今後も厳しい財政状況が続くことが予測される一方で、歴史的な変革として、地方分権・地域主権が進展しており、市民ニーズの多様化・高度化の進行と相まって、更なる自主自立の行政運営が求められています。

これまでの行政改革では、経費の削減等、量的改革による財政基盤の強化が求められてきましたが、今後はこれらの取組みも継続しつつ、新たな市民ニーズや行政課題に対応するために、行政や地域社会システムの変革など、将来のまちづくりを見据えた質的改革が重要となつてきています。

このような状況を踏まえ、新たな行政改革を進める上での指針となる「第2次小郡市行政改革行動計画（平成24～28年度）」を策定しましたので、その主な内容をお知らせします。

## 策定の経過

計画の策定に当たっては、昨年7月に市長を本部長とする行政改革推進本部会議において、第2次小郡市行政改革行動計画策定基本方針を決定し、全庁的にこれまでの取組みの検証を行い、新たな取組事項の検討を進めました。

10月には、有識者、市民公募委員等で構成する小郡市行政改革推進委員会に諮問を行い審議を重ねていただき、3月に答申が行われました。答申では、①計画の実施に当たっては、全庁的な取組みとして迅速に推進すること、②コミュニティ分権の推進については、全職員への啓発を進め、市民と行政が一体となった積極的な取組みを行うこと、③本計画に基づく取組みや目標については、進捗状況の把握を行い、市民への積極的な情報公開と効果的・効率的な行政運営を行っていくことが市長へ要望されました。市では、委員会からのこの答申を受け、計画を策定しました。



▲行政改革推進委員会から平安市長への答申の様子  
(写真中央：右田喜章 会長 左側：河原正治 副会長)

## 計画の位置づけと期間

本計画は、第5次小郡市総合振興計画に掲げる将来像の実現に向け、今後推進すべき市政全般にわたる行政改革に関する目標を具体的に示したアクションプラン、本市の新たな行政改革の指針となるものであり、平成24年度から平成28年度までを計画期間とします。

## 目的と基本理念

本計画では、第5次小郡市総合振興計画の将来像「人が輝き、笑顔あふれる快適緑園都市・おごおり」の実現を目指し、市民が安心して暮らせる自治体経営と持続可能な地域社会を

つくりあげていくために、社会経済情勢の変化に対応した市政の実現を目的として、次の3つを基本理念とした行政改革を進めます。

### ①市民との協働

地域の課題を解決するために、市民と行政が対等・協力の関係で活動をしていく市民との協働によるまちづくりの実現を推進します。

### ②効果的・効率的な行政運営

社会経済情勢の変化等に伴う新たな課題に対応するため、職員の資質向上と市民の視点・地域経営の視点に立った行政経営システムの改革を推進します。

### ③健全な財政基盤の確立

財政の健全化と持続可能な行政運営を維持するため、施策の選択と集中による経費の削減に努めるとともに、新規財源などによる収入の確保や歳出の削減に努めます。